

健康診査を受けましょう

生活習慣病の予防のため、受診しましょう(無料)。

- ◇期間
 - *前期= 5月16日(月)～7月15日(金)
 - *後期= 9月1日(木)～10月14日(金)
- ◇場所 市内指定医療機関
- ◇検査項目 診察、身体計測、血液検査、尿検査、心電図、胸部エックス線撮影など
- ◇申し込み 下の表のとおり
- ☆詳しくは、健康係(あいぽっく内) ☎544-5126へ。



対象 (年度末年齢)	健診名	申し込み	受診券の交付
31～39歳の方	健康診査	4月18日から次の場所 *あいぽっく健康係(電話でも可) *市役所福祉総務係 *東部出張所	あいぽっく健康係の窓口(電話を除く)で受け付けた場合のみその場で交付、それ以外は後日送付
40～74歳の国民健康保険加入者	特定健康診査	申込不要	4月1日現在の加入者は5月上旬に、4月2日以降の加入者は8月下旬に、市から送付
75歳以上の方(後期高齢者医療制度加入者)	後期高齢者医療健康診査		

※社会保険などの加入者は、加入先に問い合わせてください。

認知症高齢者による事故を補償します

認知症高齢者等個人賠償補償事業

事故で損害賠償責任を負った場合に、2億円を上限に補償します(費用は無料/事前に要申込)。

◇対象 40歳以上で認知症の方
※介護老人福祉施設に入所している方を除きます。

◇保険期間 令和5年3月31日まで

◇必要書類 認知症であることが分かる次のいずれかの書類の写し

*医師の診断書

*認知症に関する処方箋またはお薬手帳
*もの忘れ予防検診の結果

◇申し込み 申請書(市役所介護福祉課にあり/市ホームページからダウンロードも可)と必要書類を、市役所介護福祉課へ

※令和3年度に加入した方には現況届を送付しましたので、継続を希望する場合は提出してください。

☆詳しくは、介護福祉課へ。

国民年金のお知らせ

国民年金保険料の納付は期限内に

4月分(令和5年3月分)の保険料は、月額1万6590円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどで納付できます。また、クレジットカードや口座振替でも納付できます。まとめて前払い(前納)すると、保険料が割引になります。保険料の納め忘れがあると、将来受ける年金額が減額されますので注意しましょう。

☆詳しくは、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

退職した方は国民年金の手続きを

厚生年金に加入している会社員や公務員などが20～59歳で退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

退職した方に扶養されていた配偶者も、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

退職日の分かる証明書(雇用保険被保険者離職票など)、年金手帳または基礎年金番号通知書を持って、市役所年金係または東部出張所で手続きしてください。

学生納付特例制度の申請を

学生も20歳になったら国民年金の加入

者となり、保険料を納めなければなりません。

しかし、収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、納付が猶予される学生納付特例制度があります(要件あり)。

【希望する方は申請を】

学生証または在学証明書と、年金手帳または基礎年金番号通知書を持って、市役所年金係または東部出張所で申請してください。

【引き続き希望する方は】

令和3年度分の納付特例を受けている方が、引き続き4年度分の納付特例を希望する場合も、申請が必要です。日本年金機構から申請のためのがきが送付された方は、記入し投函すれば申請が完了します。

【遡って申請できます】

申請時点の2年1か月前の月分まで申請できます。ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

◎納付が困難な方は相談を

50歳未満の方(学生を除く)で納付が困難な場合、保険料の納付が猶予される制度があります。本人及び配偶者の所得に要件がありますので相談してください。

☆詳しくは、市役所年金係へ。